

譲渡推進棟の飼養管理および維持管理等に関する業務委託 企画提案募集要項

1 目的

沖縄県では、「～人と動物が共生できる沖縄県をめざして～」を基本理念として、動物の正しい飼い方をはじめ動物の生態や習性に関する正しい知識の普及啓発等を進めてきた。その結果、県の施設に収容される犬猫の数は著しく減少し、殺処分も大きく減ってきているが、今後さらに殺処分を減らすためには、これまで以上に犬猫の譲渡を進めていくことが必要となる。本県では、犬猫の譲渡の拠点となる機能をはじめとして県民への適正飼養の実践的な啓発と動物愛護の気風招来および情操涵養の拠点となる機能などを担う施設として、沖縄県動物愛護管理センター内に「譲渡推進棟」を設置し、令和4年10月から本供用を開始したところである。

譲渡推進棟では、譲渡適性を上げるための犬猫のしつけや譲渡講習、犬猫とのふれあい展示などを実施しており、多くの県民に広く活用される施設となるよう運用していく予定である。本事業では、譲渡推進棟での飼養管理および維持管理等に民間のノウハウを取り入れることで同施設をより有効に機能させることを目的として公募を行う。

2 業務の内容

別添「譲渡推進棟の飼養管理および維持管理等に関する業務委託 仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおり。

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 事業予算上限額

業務委託料は、上限額 18,452,000 円（消費税および地方消費税を含む）とする。

※企画提案のため提示する参考金額であり、実際の契約額とは異なる場合がある。

5 企画提案者の参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 沖縄県内に主たる事務所を有する法人または団体であること。複数の事業者で共同企業体を構成し事業を実施する場合には、沖縄県内に事務所を有する法人または団体が1者以上参加していること。
- (2) 以下の運営体制をすべて満たす者であること。
 - ア 事業計画の遂行に必要な組織・人員を有し、十分な遂行体制がとれること。
 - イ 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に規定する動物取扱責任者（訓練）になることができる資格を持つ者を2名以上配置できること。
 - ウ 譲渡適性が低い犬に定期的に（週2回、1回あたり1時間程度）馴化を行って譲渡適性を上げるための専門的知識を有する者およびその補助員を、それぞれ1名配置できること。（他の役割の者と兼務でも可。）
 - エ 譲渡推進棟に収容されている動物の管理を毎日行えること。（動物愛護管理センターの閉庁日を含む。）

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (4) 県税、国税および地方税の滞納がないこと。
- (5) 宗教活動および政治活動を主たる目的としていないこと。
- (6) 特定の公職者（候補者を含む。）または政党を、推薦、支持および反対することを目的とした団体ではないこと。
- (7) 定款または規約等を有し、それに従って組織運営が行われ、団体として独立した経理を行っていること。
- (8) 社会保険（労働保険、健康保険および厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (9) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (10) 労働関係法令を遵守していること。
- (11) すべての役員が、精神の機能の障害により、役員の職務を適正に執行するにあたって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者ではないこと。
- (12) すべての役員が、破産者で復権を得ないものではないこと。
- (13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団およびその利益となる活動を行うものでないこと。
- (14) 共同企業体で実施する場合は、以下の要件を満たすこと。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため、他の構成員との連携を行い、事業を円滑に推進する能力を有する者であること。
 - ウ すべての構成員が上記の参加資格（3）から（13）を満たし、いずれかの構成員により（2）の要件を満たしていること。
 - エ 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員として、または単独で、本件に応募していないこと。
- (15) 守秘義務を遵守できること。

6 応募手続き

(1) 企画提案募集要項の公開

公開期間：令和 6 年 2 月 1 4 日(水)から令和 6 年 3 月 1 日（金）

公開場所：沖縄県公式ホームページ

※紙による配布は行わない。

(2) 説明会

日時：令和 6 年 2 月 2 0 日(火) 午後 1 時 3 0 分から

場所：沖縄県動物愛護管理センター 譲渡推進棟 多目的室

※説明会への参加を希望する者は、参加申込書（様式 1）に必要事項を記載の上、令和 6 年 2 月 1 9 日（月）1 6 時まで、8 の連絡先あて F A X または電子メールで申し込むこと。

※当日は募集要項等の配布を行わないため、必要に応じて持参すること。

(3) 企画提案書等の提出

提出期限：令和 6 年 3 月 1 日(金) 1 7 : 0 0 必着

提出場所：沖縄県動物愛護管理センター（沖縄県南城市大里字大里 2000 番地）

提出物：「7 企画提案書等の提出」に定める全ての書類

提出方法：郵送または持参

※郵送の場合は簡易書留によること。

※持参の場合は、受付時間は、閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。

(4) 一次審査 書類審査

(5) 二次審査 企画審査（プレゼンテーション形式）

日時：令和6年3月上旬～中旬予定

場所：沖縄県動物愛護管理センター 地下1階 多目的会議室

※詳細な日時は、応募者あて事前に電子メールで連絡する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

次の書類を6部（正本1部、副本5部）提出すること（副本はコピーで可）。

※原則として日本工業規格A4版とすること。

ア 企画提案応募申請書（様式2）

イ 企業概要（様式3）

ウ 定款、規約またはこれに相当する文書

エ 法人登記事項証明書または登記簿謄本（過去3ヶ月以内に発行されたもの）

オ 財務諸表（直近2年分の決算報告書、貸借対照表等）

カ 「5 企画提案者の参加資格（2）イ」を証明する書類の写し

キ 共同企業体協定書（様式4） ※該当する場合に提出

ク 誓約書（様式5）

ケ 費用見積書（任意様式）

コ 企画提案書（任意様式）（25ページ以内）

(2) 費用見積書にかかる留意事項

ア 本業務を実施するにあたり必要な一切の費用を見積もること。

イ 積算費目は、次のとおりとする。

【直接人件費】

業務に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費

【直接経費】

補助員（アルバイト等）の賃金、消耗品費、旅費等業務に必要な経費であり、当該業務に要した経費として特定・抽出ができる経費のこと

【一般管理費】

委託業務を行うために必要な経費のうち、当該業務に要した経費として特定が難しいものについて、契約締結時に一定割合で認められる経費のことで、具体的には役職員の手当、管理部門等の管理経費、事務所の家賃、光熱水費、回線使用料、汎用文具等に要する経費で、一定の負担が生じている経費として計上するものである。

一般管理費は「直接人件費＋直接経費－再委託費」の10%を上限とする。

【消費税相当額】

（直接人件費 ＋ 直接経費 ＋ 一般管理費）×10%

- ウ 各経費は単価、月数、回数、個数等見積条件がわかるように記載すること。
- エ 直接経費については、消耗品費、旅費等の単価にすでに消費税が含まれている場合は、税抜額で算定すること。
- オ 本事業に直接必要な経費のうち、応募事業者が実施できないまたは実施することが適当でない業務の遂行について、他の事業者に委任または準委任して行わせるために必要な経費を、再委託費として計上することができるものとする。なお、再委託することができる業務の範囲については、仕様書で確認すること。
- カ 再委託費のうち、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費は一般管理費の算定にあたって控除しないものとする。

(3) 企画提案書の内容

仕様書を参照し、次の項目を必須とすること。

ア 業務の基本方針

- ①業務に対する基本的な考え方
- ②業務で重要と考えることおよび重視するポイント

イ 業務の実施体制

- ①人員配置、役割分担および責任体制
- ②教育研修 業務を遂行する上で業務従事者に対する教育や研修をどのように行うのか（業務手順や技能、収容動物の殺処分に対するメンタルケアなど）

ウ 業務の実施方法

仕様書に記載された業務内容の具体的な実施方法を記載すること。

※特に次の項目は詳細に記載すること

- ①犬猫の譲渡適性向上のためのしつけや馴化等
（手段や方法、期待される効果、達成水準等）
- ②犬猫の飼い方等に関する相談業務
- ③一般来所者対象の譲渡講習、マッチングおよび飼養環境調査
（譲渡講習の開催形式や講習内容、開催回数や受講者数、飼養環境調査件数等）

エ 特別テーマ「来所者増につなげるためのサービスの提案」

※受託後すぐに着手可能なことだけに限らず、将来的に実施可能となる見込みがあることも可とする。

(4) 提出された書類については、返却しない。

(5) 応募にかかる経費は、すべて応募者の負担とする。

(6) 言語および通貨：使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。

8 質問の受付および連絡先

質問事項がある場合は、質問書（様式6）に記入し、以下の連絡先あてFAXまたは電子メールにより提出すること。

※提出後は、必ず電話で到達確認を行って下さい。到達確認が無く、期限までに到達しなかったご質問については、回答しない場合があります。

受付期限 令和6年2月22日（木）16：00必着

回答方法 質問の回答については、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和6年2月26日（月）までに、随時、沖縄県公式ホームページに掲載する。

連絡先 沖縄県動物愛護管理センター（担当：三輪、吉村）
〒901-1202 沖縄県南城市大里字大里 2000 番地
TEL 098-945-3043 / FAX 098-945-0224
電子メールアドレス xx020910@pref.okinawa.lg.jp

9 審査

(1) 審査方法

- ア 一次審査として、沖縄県動物愛護管理センターで書類審査を行い、応募資格要件等への適合を確認する。
- イ 二次審査として、企画提案プレゼンテーションを行い、審査の結果、総合得点が最も高い者を委託先候補者とする。
- ウ 二次審査は審査委員会が非公開で行い、原則として審査経過等に関する問い合わせには応じない。

(2) 審査結果の通知

審査対象者に個別に通知する。

(3) 評価項目

二次審査の評価項目は次のとおり。

項目	評価項目	評価点
1 業務の基本方針	事業の趣旨、目的を十分理解しているか	7
2 業務の実施体制	① 業務を遂行するのに十分な体制であるか	10
	② 業務従事者は専門的な知識や技能を備えているか	10
	③ 教育研修の体制は整っているか	7
3 業務の実施方法	① 譲渡適性向上のためのしつけや馴化等 ・事業の目的に合致しているか、また、効果が見込めるか	18
	② 犬猫の飼い方等に関する相談業務 ・事業の目的に合致しているか、また、効果が見込めるか	12
	③ 譲渡講習、マッチングおよび飼養環境調査 ・事業の目的に合致しているか、また、効果が見込めるか ・来庁者等の参加や利用がしやすいよう配慮されているか	18
	④ ①～③以外の業務 ・事業の目的に合致しているか	6
4 特別テーマ	実現性があり効果が見込める提案になっているか	6
5 費用	費用見積額などが事業内容にあったものであるか	6
合計		100

10 契約の締結

- (1) 県は、審査の結果、委託先候補者として選定された者と事業内容について協議を行い、改めて見積書を徴収し、随意契約により業務委託契約を締結する。契約の内容については、別添「契約書（案）」を参照のこと。
- (2) 委託先候補者との協議が不調に終わった場合には、審査において次点となった者と同様の手続きを行うこととする。
- (3) 契約保証金は委託金額の100分の10以上とし、契約締結前に納付しなければならない。契約を履行し、検査に合格した後、契約保証金は全額返還される。ただし、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部または一部が免除される。
 - ア 受託者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - イ 受託者が過去2年間の間に国または地方公共団体と種類および規模を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 契約締結に伴う諸費用は、委託先候補者の負担とする。

11 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の応募は無効とする。

- (1) 応募する資格が無い者が応募したとき。
- (2) 所定の日時および場所に企画提案書を提出しなかったとき。
- (3) 企画提案書あるいはプレゼンテーション等において、事実と反する内容または不正行為があったとき。
- (4) そのほか、県があらかじめ指示した事項に違反したときおよび応募者に求められる義務を履行しなかったとき。

12 その他

- (1) 提出された書類については、沖縄県情報公開条例（平成13年10月23日条例第37号）に基づく開示請求があった場合、公開することにより当該法人等の権利、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるものを除き、公開する。
- (2) 本契約は「沖縄県随意契約ガイドライン」の規定に基づく公表対象随意契約であるため、「契約の相手方」、「契約金額」などを公表する。
- (3) 本公募は、次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業である。県議会において当初予算が否決された場合は、本契約を締結しない。
- (4) 本契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約である。
- (5) 翌年度以降において本契約に係る歳入歳出予算について減額または削除があった場合は、本契約は解除する。